

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕

公職選挙法 11 条 1 項 2 号によれば、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」は選挙権を有しない。このことの憲法上の問題点について論じなさい。

解答に際しては、以下の諸点に言及しなさい。

公職選挙法 11 条 1 項 2 号の立法理由としては、「およそ犯罪を行い禁錮以上の刑に処せられた者は違法性の極めて高い反社会的行為を行った者であり、著しく遵法精神に欠け、公正な選挙権の行使を期待できない」、「禁錮以上の刑に処せられた者は、一般社会から隔離された刑事施設において処遇を受け、社会や政治情勢等に関する情報の入手が制限されるのであるから、選挙権を適正に行使できる環境が実質的に保障できないおそれがある」といった説明がなされてきた。

なお、刑事施設被収容者が書籍等を閲覧し報道に接する機会に関しては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」69 条ないし 72 条の定めがあり、公職選挙法と「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の条文は、貸与される六法に記載されている。

以上

余白

余白